

法定外税関係資料

平成15年1月
総務省自治税務局

地方分権推進計画(抄)

(平成10年5月29日 閣議決定)

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

イ 課税自主権の尊重

(ア) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

(イ) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

地方税財源の充実確保策についての提言(抄)

(平成13年6月14日 地方分権推進委員会最終報告)

第3章 第2次分権改革の始動に向けて

—— 地方税財源充実確保方策についての提言 ——

地方税源の充実策

2 課税自主権の尊重と租税原則

(1) 地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされており、課税自主権の発揮のみで地方税源を量的に拡充することには限界もあるが、独自課税については、制度立案の過程で、納税者を含めた関係者の意見を聞き、受益と負担の関係をより意識する議論が行われるという意義も評価すべきである。地域の特色を踏まえた独自税源の充実が、地方公共団体の行政運営に対する住民の参加と関心を呼び起こす契機ともなる側面を考えれば、地方独自税源開拓の意義は大きい。

(2) 自主課税の実施に当たって、対象を法人等に限定して負担を求めるという傾向には留意が必要であり、また、独自課税を検討する場合にも、負担の公平等の租税原則等との関係を十分に踏まえ、納税義務者等に対する十分な説明を行い、理解を得るよう努める必要があることは言うまでもない。

平成 14 年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成 13 年 12 月 政府税制調査会）

二 平成 14 年度税制改正

7．その他

(5) その他

地方税の法定外税について、各地で様々な取組みが進められている。このように、課税自主権を活用し、財源確保を図ろうとしていることは、地方分権の観点から望ましい。ただし、極めて限られた特定の者や区域外の者だけを対象にするような問題のある事例が一部に見受けられる。法定外税の導入に当たっては、地方税法に従い、公平・中立などの税の原則によることが必要である。また、地方公共団体は、住民に正面から向き合って、自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

（平成 14 年 6 月 政府税制調査会）

5．課税自主権の尊重

課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には、公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

法定外普通税、法定外目的税について

地方分権一括法による地方税法改正（平成12年4月1日施行）

改 正 前

法定外普通税

地方税法で定められた住民税、事業税、固定資産税等の各税目以外に条例で普通税を課税できる。



【許可の要件】

自治大臣は、

法定外普通税について当該地方公共団体にその税収入を確保できる税源があること

その税収入を必要とする当該地方公共団体の財政需要があることが明らかであるとき

は、これを許可しなければならない。但し、以下に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

地方団体における物の流通に重大な障害を与えること。

及び のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

改 正 後

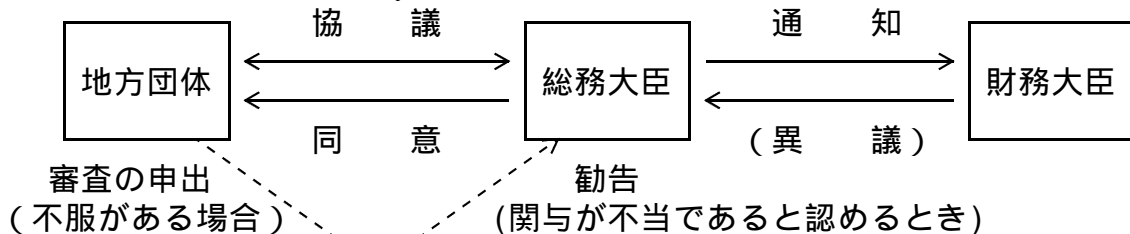
法定外目的税の創設

住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにつながる。

法定外税に係る国の関与の見直し

自治大臣の許可制度を廃止し、国と同意を要する協議を行う。

協議の範囲を縮減（税源の存在及び財政需要の存在を協議事項から除外）



【同意の原則】

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないこと。

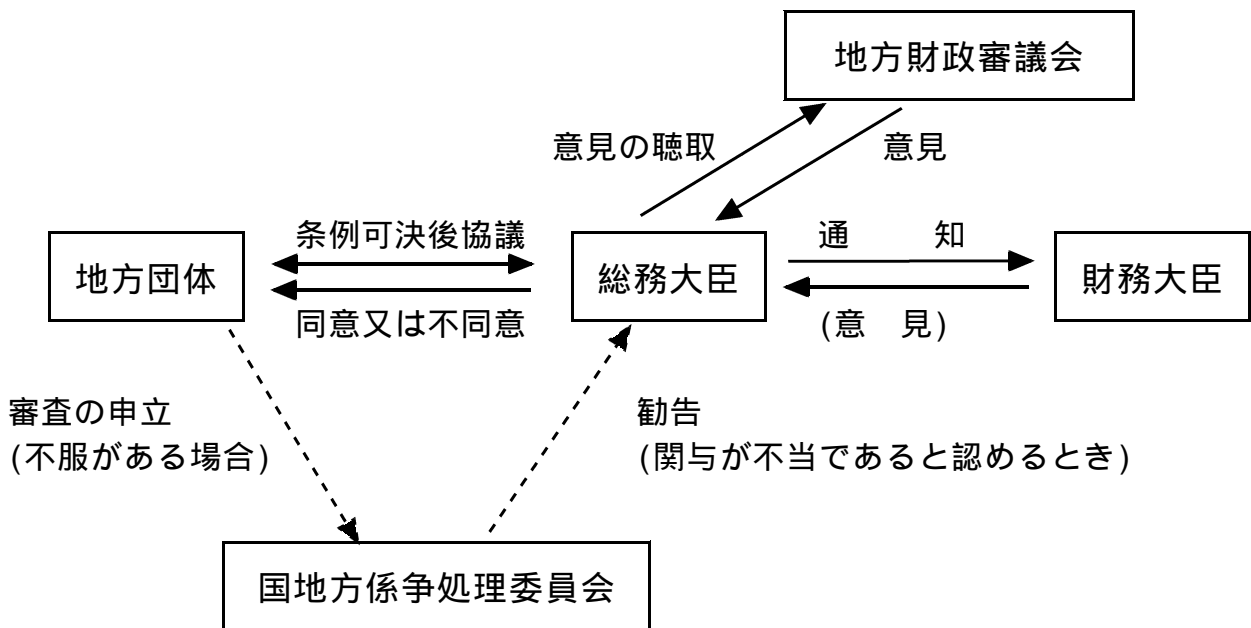
地方団体における物の流通に重大な障害を与えないこと。

及び のほか、国の経済施策に照らして適当であること。

法定外税の同意要件

(地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条)

国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
 地方団体間におけるものの流通に重大な障害を与えること
 及び のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと
 のいずれかがあると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。



< 主な協議の状況 >

- ・ 河口湖町、勝山村、足和田村 (遊漁税) …… 平成13年 3月30日同意
- ・ 神奈川県 (臨時特例企業税) …… 平成13年 6月22日同意
- ・ 横浜市 (勝馬投票券発売税) ……再協議中 平成13年 8月 7日再開
- ・ 三重県 (産業廃棄物税) …… 平成13年 9月28日同意
- ・ 多治見市 (一般廃棄物埋立税) …… 平成14年 3月29日同意
- ・ 東京都 (宿泊税) …… 平成14年 3月29日同意
- ・ 太宰府市 (歴史と文化の環境税) …… 平成14年 7月11日同意
- ・ 北九州市 (環境未来税) …… 平成14年 9月27日同意
- ・ 岡山県 (産業廃棄物処理税) …… 平成14年 9月27日同意
- ・ 広島県 (産業廃棄物埋立税) …… 平成14年 9月27日同意
- ・ 鳥取県 (産業廃棄物処分場税) …… 平成14年 9月27日同意
- ・ 岐阜県 (乗鞍環境保全税) ……協議中 平成14年10月24日開始
- ・ 青森県 (産業廃棄物税) ……協議中 平成15年 1月15日開始
- ・ 岩手県 (産業廃棄物税) ……協議中 平成15年 1月15日開始
- ・ 秋田県 (産業廃棄物税) ……協議中 平成15年 1月15日開始

(注) 1 . 下線の税目は、法定外目的税である。

法定外税の状況

(平成15年1月現在)

1 法定外普通税

(平成12年度決算額)

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	9億円
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、石川県、 福井県、静岡県、島根県、愛媛県、佐賀県、 鹿児島県	161億円
核燃料物質等取扱税	青森県	52億円
核燃料等取扱税	茨城県	11億円
臨時特例企業税	神奈川県(平成13年8月1日施行)	
計	15団体	233億円

[市町村]

砂利採取税等	山北町、中井町(神奈川県)、城陽市(京都府)	1億円
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	4億円
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)(平成14年7月11日同意)	
計	5団体	5億円

[合計]

20団体 238億円

- 1 千葉県君津市、富津市の山砂利採取税(～H11轄)それぞれ3百万円、2百万円を含む。
- 2 現在、北海道及び宮城県の「核燃料税」が協議中となっている。

2 法定外目的税

[都道府県]

産業廃棄物税	三重県	(平成14年4月1日施行)
宿泊税	東京都	(平成14年10月1日施行)
産業廃棄物処理税	岡山県	(平成14年9月27日同意)
産業廃棄物埋立税	広島県	(平成14年9月27日同意)
産業廃棄物処分場税	鳥取県	(平成14年9月27日同意)
計	5団体	

[市町村]

遊漁税	河口湖町、勝山村、足和田村(山梨県)	(平成13年7月1日施行)
一般廃棄物埋立税	多治見市(岐阜県)	(平成14年4月1日施行)
環境未来税	北九州市(福岡県)	(平成14年9月27日同意)
計	5団体	

[合計]

10団体

現在、岐阜県の「乗鞍環境保全税」及び青森県、岩手県、秋田県の「産菜廃棄物税」が協議中となっている。

産業廃棄物関連法定外税の概要

課税団体	三重県	岡山県	広島県	鳥取県	北九州市
税目名	産業廃棄物税(法定外目的税) H13.6.29可決 H13.7.3申出 H13.9.28同意	産業廃棄物処理税(法定外目的税) H14.6.26可決 H14.6.28申出 H14.9.27同意	産業廃棄物埋立税(法定外目的税) H14.7.2可決 H14.7.5申出 H14.9.27同意	産業廃棄物処分場税(法定外目的税) H14.7.3可決 H14.7.8申出 H14.9.27同意	環境未来税(法定外目的税) H14.6.19可決 H14.6.26申出 H14.9.27同意
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への産業廃棄物の埋立処分
税収の用途	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策	・産業廃棄物対策促進費用 ・保健所設置市に対する交付金	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策	・産業廃棄物処理施設の設置の促進に関する施策 ・産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策	産業廃棄物の適正な処理の推進 廃棄物の再利用の促進に資する事業の支援 その他の環境に関する施策
課税標準	1 最終処分場への搬入 ...当該産業廃棄物の重量 2 中間処理施設への搬入 ...当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物の排出事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者
税率	1,000円/ト 年間搬入量 1000ト未満は免税	1,000円/ト	1,000円/ト	1,000円/ト	1,000円/ト 条例施行後3年間は500円/ト
徴収方法	申告納付	特別徴収 (特別徴収義務者：最終処分業者) 自社において最終処分を行う場合は、申告納付	特別徴収 (特別徴収義務者：最終処分業者) 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付	特別徴収 (特別徴収義務者：最終処分業者) 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付	申告納付
収入見込額	411,000千円	700,000千円	938,100千円	7,000千円	1,500,000千円
課税免除等	自社において中間処理を行うための搬入及び中間処理施設の搬入時に課税された産業廃棄物を最終処分場へ搬入する事業者については除外	なし	自社の最終処分場において処理する場合は原則課税免除	・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物 (例：下水処理等に伴う汚泥など) ・自社の最終処分場において処理する場合は原則課税対象外	なし
徴税費用額	38,000千円	35,000千円	33,000千円	289千円	8,000千円
課税期間等	条例施行(H14.4.1)後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行から5年間	条例施行後3年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

収入見込額及び徴税費用額は平年度見込である。

三重県産業廃棄物税の新設について

1. 三重県産業廃棄物税新設の理由

三重県においては、環境の21世紀を築くための産業活動への積極的な支援を行い、県内企業が排出抑制やリサイクル等への抜本的な転換等を行う取組を促進するとともに、産業廃棄物の処理に対する県民の信頼感を醸成し、産業基盤である最終処分場の円滑な確保を図るため、「産業廃棄物税」を創設するものである。

2. 産業廃棄物税の概要

課税団体	三重県
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策
課税標準	1 最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 2 中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者
税率	1,000円/トン
収入見込額	(初年度) 0千円 (平年度) 411,000千円
非課税事項	免税点：課税期間における課税標準量が1000トンに満たない場合は税を課さない。
徴税費用見込額	38,000千円
課税を行う期間	条例施行(H14.4.1)後5年を目途に見直し規定あり

鳥取県産業廃棄物処分場税の新設について

1. 産業廃棄物処分場税新設の理由

鳥取県においては平成12年度から県民、事業者、行政が一体となって循環型社会の構築に向けた取組みを行っているところである。特に平成13年度から5年間の計画期間とする「鳥取県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の「発生抑制」「リサイクルの推進」「適正処理」を循環型社会構築の柱として取り組むこととしており、これらの各種施策の推進に要する費用に充てるため、「産業廃棄物処分場税」を創設するものである。

2. 産業廃棄物処分場税の概要

課税団体	鳥取県
税目名	産業廃棄物処分場税（法定外目的税）
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入
税収の用途	<ul style="list-style-type: none">・産業廃棄物処理施設の設置の促進に関する施策・産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付
収入見込額	（初年度）525万円（平年度）700万円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none">・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物（例：下水処理等に伴う汚泥など）・自社の最終処分場において処理する場合は原則課税対象外
徴税費用見込額	（初年度）596千円（平年度）289千円
課税を行う期間	特に定めない。（但し、条例施行後3年を目途に見直す規定あり。）

広島県産業廃棄物埋立税の新設について

1．産業廃棄物埋立税新設の理由

広島県においては、増加傾向にある産業廃棄物の排出量を抑制するとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物埋立税」を創設するものである。

2．産業廃棄物埋立税の概要

課税団体	広島県
税目名	産業廃棄物埋立税（法定外目的税）
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入
税収の用途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収 他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後に自社の最終処分場において処理する場合は申告納付
収入見込額	(初年度)749.8百万円 (平年度)938.1万円
課税免除等	自社の最終処分場において処理する場合は原則課税免除
徴税費用見込額	(初年度)45百万円 (平年度)33百万円
課税を行う期間	5年間

岡山県産業廃棄物処理税の新設について

1. 産業廃棄物処理税新設の理由

岡山県においては、循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再利用その他適正な処理を促進する施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物処理税」を創設するものである。

2. 産業廃棄物処理税の概要

課税団体	岡山県
税目名	産業廃棄物処理税（法定外目的税）
課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入
税収の用途	・ 産業廃棄物対策促進費用 ・ 保健所設置市に対する交付金
課税標準	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び 中間処理業者
税率	1,000円/トン
徴収方法	特別徴収 自社において最終処分を行う場合は申告納付
収入見込額	(初年度)700百万円 (平年度)700百万円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	(初年度)35百万円 (平年度)35百万円
課税を行う期間	なし（ただし、条例施行後5年を目途に見直し規定有り）

北九州市環境未来税の新設について

1 . 環境未来税新設の理由

北九州市においては、資源循環型社会の構築を図るため、最終処分場の安定的確保やリサイクル・資源化技術の研究等に要する費用に充てるため、「環境未来税」を創設するものである。

2 . 環境未来税の概要

課税団体	北九州市
税目名	環境未来税（法定外目的税）
課税客体	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
税収の用途	産業廃棄物の適正な処理の推進 廃棄物の再利用の促進に資する事業の支援 その他の環境に関する施策
課税標準	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	最終処分業者及び自家処分事業者
税率	1,000円/トン 条例施行後3年間は500円/トン
徴収方法	申告納付
収入見込額	(初年度)500百万円 (平年度)1,500百万円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	(平年度)8百万円
課税を行う期間	なし(ただし、条例施行後5年を目途に見直し規定有り)